

中野区教育委員会会議録

平成27年第17回定例会

平成27年6月5日

中野区教育委員会

平成27年第17回中野区教育委員会定例会

○日時

平成27年6月5日（金曜日）

開会 午前10時30分

閉会 午後3時00分

○場所

中野区立鷺宮小学校

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 増田 明美

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 奈良 浩二

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石濱 良行

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 増田 明美

○傍聴者数

0人

○議題

1 議決事件

(1) 第45号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について

2 その他

(1) 鷺宮小学校訪問

○議事経過

午前10時30分開会

田辺教育長

おはようございます。教育委員会第17回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、増田委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配布の議事日程のとおりですが、このあと会議を一旦休憩して鷺宮小学校訪問を行い、途中に会議を再開して、付議事件についての審議を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、そのように議事を進行いたします。

それでは、これから「鷺宮小学校訪問」を行いますので、定例会を休憩します。

午前10時31分休憩

午後1時15分再開

田辺教育長

定例会を再開します。

それでは、日程に入ります。

議決事件、第45号議案、「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは、第45号議案、「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」、ご説明いたします。

議案の提案理由でございますけれども、補償基礎額を改定する必要があるためでございます。

改正の内容につきましては、次の資料をごらんください。

まず、この条例の目的ですが、この条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の補償範囲、金額及び支給方法などの必要事項を定めております。

今回の改正ですが、東京都の職員の給与に関する条例が改正され、給料月額と地域手当

の率が改定されたことに伴い、区の条例で定めている補償基礎額について、改定するもの
でございます。補償基礎額は、地域手当を含む月額給与を基に算出されております。

改正の内容は、まず、休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額の改定です。

資料の3(1)の表に記載のとおり、現行の額から、給料月額に改定に伴うものと地域
手当の率の改定に伴うものを合わせて改定します。例えば、経験年数5年未満の学校医及
び学校歯科医の場合は、現行の「6,877円」から、「7,005円」となります。

次に裏面にまいります。政令の改正に伴う規定の整備でございます。医師等としての経
験年数について一部改めるものです。

改正の詳細につきまして、新旧対照表で説明いたします。次の資料をごらんください。

まず、1ページの附則の第10条です。表の右側が現行、左側が改正案でございます。
補償基礎額の改定のうち、給料月額に改定に伴うものについての読替規定でございます。
給料月額に改定に伴う補償基礎額の改定は、平成26年4月に遡って適用されますので、平
成26年4月1日から平成27年3月31日までの間の補償基礎額について、定めたものでご
ざいます。

次に、2ページの別表の改正でございます。補償基礎額について、現行の額から、給料
月額に改定に伴うものと地域手当の率の改定に伴うものを合わせて改定するものです。

次に、別表の備考です。政令の改正に伴う規定の整備として、医師等としての経験年数
について、一部改めるものです。大学院において博士の課程を修了した者の経験年数を、
医師及び歯科医師にあつては4年、薬剤師にあつては5年としていたものを、4年に統一
するものです。また、修士の課程を修了した者の経験年数を削るものです。

次に、3ページです。こちらは、一部改正条例の附則になります。

施行の時期等ですが、公布の日から施行します。政令の改正に伴い規定を改める部分に
ついては、平成27年4月1日から適用します。

次に、経過措置です。附則の第2項ですが、補償基礎額の改定のうち、地域手当の率の
改定に伴い額が引き上げられる部分は、平成27年4月1日から適用するという事です。

次に、3ページの最終行から4ページの部分です。附則の第3項ですが、補償基礎額の
改定のうち、地域手当の率の改定に伴い額が引き下げられる部分は、施行の日から適用す
るということです。これは、公務災害補償の対象となる方の利益になる場合は遡って適用
し、不利益になる場合は遡らないということになります。

附則の第4項ですが、こちらは、改定前の条例によって支払われた場合には、支払われ

た金額は、新条例の内払とみなすというものです。差額について、後日、追加支給をするということになります。

前の資料にお戻りください。「5 実施時期」でございます。ただいま新旧対照表で説明しましたとおり、公布の日から施行します。補償基礎額の改定のうち、給料月額の改定に伴うものは、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は読み替えて適用します。また、規定の整備につきましては、平成26年4月1日から適用します。補償基礎額の改定のうち、地域手当の率の改定に伴うものについては、補償基礎額が引き上げられる部分は平成27年4月1日から、引き下げられる部分は施行の日から適用いたします。

説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第45号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議決事件の審議を終了いたします。

それでは、引き続き「鷺宮小学校訪問」を行いますので、定例会を休憩します。

午後1時23分休憩

午後3時00分再開

田辺教育長

定例会を再開します。

鷺宮小学校訪問、お疲れ様でした。

それでは、事務局から次回の開催について報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回の定例会につきましては、6月19日金曜日午前10時から、区役所5階の教育委員会会室で行う予定です。以上でございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第17回定例会を閉じます。

午後3時00分閉会